

令和7年度第2回福知山市事務執行適正化第三者委員会（非公開）議事結果

日 時：令和7年10月27日（月）

午後3時45分から午後5時25分まで

会 場：福知山市役所 旧本館第1会議室

開催方法：オンライン開催

出席委員：川下委員長、岡田副委員長、上子委員

議 事 結 果

1 開会

2 報告

（1）第1回調査の調査内容について

事務局から第1回調査内容を報告した。

3 議題

（1）今後の調査について

ア 退職者への調査（ヒアリング等）について、以下のとおり協議を行った。

本委員会では、不適正事務の1件、1件について、原因分析と再発防止策等をもう一度検討していくものではなく、不適正事務が発生する背景や原因のうち共通する部分を突き止めて、再発防止に資する意見を取りまとめていく。よって、基本的には現職の職員へのヒアリングで足りると考えるが、退職者からでないと再発防止に資する有益な情報を得ることができないと認めるときは、退職者へのヒアリングを検討する。

イ 調査の対象とする案件について、以下のとおり協議を行った。

（ア）対象案件はコンプライアンス部門が確知している不適正事務（定期監査指摘事項以外、定期監査指摘事項）を対象とする。

（イ）今後、市において新たに不適正な事務処理を確知した場合には、委員会に報告を行う。その後、委員会において、調査対象とするのか等の取扱いについて判断する。

ウ 今後の調査方針について、以下のとおり再度確認を行った。

（ア）これは不適正事務の再発防止のための調査であり、職員の責任追及のための調査ではない。

（イ）現場の状況は、職員から聞くことでしかわからない。職員から率直に意見を聞いて、知恵を借りて、実行可能な提案をしていきたいと考えている。この委員会の役割を果たす上で、職員から率直なお考えを聞くことが何より大事である。

(ウ) ヒアリングをする対象の職員は、不適正事務の再発防止のために知恵をいただける方であって、決してその人達の間違いを咎めるものではないので、ヒアリングをしたことによって、その人達に不利益が生じないようにしなくてはならない。

(2) 委員会・調査の開催案内の広報について

ア 委員会に関して

委員会を開催する際には、事前に広報を行う（開催後の対応は第1回議事結果のとおり）。

イ 調査（ヒアリング等）に関して

調査への影響に鑑み、原則として、調査を行う旨の事前の広報や調査実施後の調査内容の公表は行わないこととする。

(3) その他

委員会において、今後市が対応すべきことについて意見がまとまった際には、中間報告としてではなく、その都度市長に対して意見書として提出することとしたい。

4 閉会